

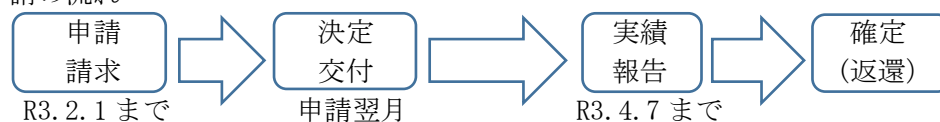
令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応 障害福祉サービス事業者支援金について（概要）

1. 支援金の概要

①事業の目的

東久留米市内の障害福祉サービス等事業者で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、障害福祉サービス等を提供している事業者に対して、その事業の経費の一部を支援するものです。

★申請の流れ



②支給対象事業者（要綱第2を参照） ※次の要件のいずれにも該当するもの

- ・東久留米市内に障害福祉サービス事業所・施設を開設していること
- ・令和2年9月1日現在で国、東京都又は東久留米市の指定若しくは許可を受け、障害福祉サービス等を実施していること
- ・令和2年4月～同年6月までに東久留米市民に障害福祉サービス等を提供した実績があること

③支援対象経費

令和2年4月1日～令和3年3月31日までに支出した経費で、要綱別表に定めるもの

- ・感染症の拡大を予防するための費用
- ・事業を継続するための費用

④支援基準額

要綱第2第1号に規定する障害福祉サービス等、1事業当たり10万円

※支援基準額を上回る額の交付はありません。

※合計支援基準額＝障害福祉サービス等の数×10万円

例) 共同生活援助と生活介護のサービスを提供している事業所の合計支援基準額は
共同生活援助（10万円）＋生活介護（10万円）＝20万円となります

2. 事業者の手続き

①交付申請

提出期限： 令和3年2月1日（月）

提出書類： 交付申請書兼請求書（様式第1号）、事業実施計画書（様式第1号別紙）、関係書類

※交付申請は「法人単位」で行なってください。同一法人が複数のサービス事業所等を運営している場合は、事業実施計画書はサービス事業所・施設ごとに1枚ずつ作成し、交付申請書兼請求書は1件にまとめてください。

※交付申請書兼請求書には法人の口座情報を記載してください。

②実績報告

支援金の交付を受けた事業者は、実績報告が必要です。

提出期限： 令和3年4月7日（水）※提出期限に関わらず、速やかに提出してください。

提出書類： 実績報告書（様式第4号）、事業実績内訳書（様式第4号別紙）、関係書類（領収書など）

※実績報告も「法人単位」で行なってください。同一法人が複数のサービス事業所等を運営している場合は、事業実績内訳書はサービス事業所・施設ごとに1枚ずつ作成し、実績報告書は1件にまとめてください。

3. 書類提出・お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書類提出は「郵送」でお願いします。また、申請開始後から多数のお問い合わせが予想されますので、本支援金に関するお問い合わせは原則としてメール又はFAXによりお願いいたします。市からの回答はメール、FAX又は電話にて行います。

【書類提出先・お問い合わせ先】

〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市 福祉保健部 障害福祉課 管理係

電話：042-470-7747

FAX：042-475-8181

メール：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp

※お問い合わせの際は、件名に「【東久留米市障害支援金】」と入れてください。

4. 留意事項

- ・交付を受けた事業者は、支援金及び支援対象事業に係る関係書類を整備し、これを当該支援事業の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- ・支援金の交付決定を取り消された場合や、支援対象経費を上回る支援金が交付されているときは、当該支援金を市に返還していただきます。
- ・障害福祉課では国、東京都、東久留米市等の実施事業により、不定期ではありますが衛生用品（マスク、消毒用エタノール等）の配布を予定しています。
- ・東京都が実施している「令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」に申請した事業者も、本支援金に申請することができます。ただし「令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」及びその他の支援金、補助金、給付金の経費として計上した費用を、本支援金の申請・実績報告における経費として重複して計上することはできません。